

5G SA 利用規約

株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます。）は、当社が別途定める 5G サービス契約約款（以下「契約約款」といいます。）のほか、この「5G SA 利用規約」（以下「本規約」といい、以下契約約款と本規約を併せて「本規約等」といいます。）を定め、本規約等により「5G SA サービス」（契約約款に定める「5G SA」をいい、以下「本サービス」といいます。）を提供します。なお、本規約は、契約約款の一部を構成し、契約約款の内容に含まれるものとします。

第1条 （規約の適用）

本規約等は、本サービスの利用に関する当社との間の一切の關係に適用されます。本規約等の内容に同意しない場合、本サービスを利用することはできません。

第2条 （用語の定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるとおりとします。なお、本規約に定めのない用語の意味は、契約約款に定める用語の意味に従うものとします。

- ① 利用契約： 当社から本サービスの提供を受けるための本規約等に基づく契約をいいます。
- ② サービス契約者： 5G 契約者等のうち、当社との間で利用契約を締結した者をいいます。
- ③ 本サービスサイト： 本サービスに関する情報を掲載した当社のインターネットウェブサイト<<https://www.docomo.ne.jp/>>（当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。）をいいます。なお、本規約において本サービスサイト上に定めることとしている条件については、本サービスサイト上の定め（本サービスサイト上の定めが変更された場合は変更後のものとします。）も、本規約の一部を構成し、本規約の内容に含まれるものとします。
- ④ 対応端末： 当社が本サービスを利用することができる自営端末設備として別途本サービスサイト上で指定する端末をいいます。

第3条 （本サービスの内容等）

- (1) 本サービスは、次の各号に掲げる機能を提供することを内容とし、その詳細は、本サービスサイト上に定めるとおりとします。なお、対応端末の種別、対応 SIM 種別、サービス契約者の契約状態、サービス利用エリア、ソフトウェアバージョン等によっては、利用できる機能に制限がある場合があります。

- ① 次項に定める利用可能地域において、SA 方式による 5G 通信サービスを利用することができる機能
- (2) 本サービスの利用には、対応端末が必要となります。
- (3) 本サービスの利用可能地域は、契約約款の営業区域に関する定めにかかわらず日本国内かつ当社が本サービスサイト上に記載する SA 方式による 5G 通信可能エリアとします。サービス契約者は本サービスを利用可能地域以外の地域でも利用できる場合がありますが、当社は、当該地域での本サービスの利用について何ら保証するものではなく、当該地域で本サービスを利用したことによりサービス契約者に生じた損害について責任を負いません。
- (4) 当社は、サービス契約者にあらかじめ通知することなく、本サービスの内容又は仕様を変更し、それらの提供を停止又は中止することができるものとします。

第4条 (利用契約の成立)

- (1) 本サービスの利用を希望する 5G 契約者等（以下「申込者」といいます。）は、本規約等の内容に同意のうえ、当社所定の方法により、利用契約の申込みを行うものとします。なお、申込者が未成年者又は利用契約の締結にその保佐人若しくはその補助人の同意を要する旨の家庭裁判所の審判を受けている被保佐人若しくは被補助人である場合は、利用契約の申込みについてそれぞれ法定代理人（親権者又は未成年後見人）又は保佐人若しくは補助人の事前の同意を得るものとします。ただし、対象料金プラン（提供条件書「料金プラン（ドコモ MAX）」に規定するドコモ MAX、提供条件書「料金プラン（ドコモ ポイ活 MAX）」に規定するドコモ ポイ活 MAX、提供条件書「料金プラン（ドコモ ポイ活 20）」に規定するドコモ ポイ活 20、提供条件書「料金プラン（ドコモ mini）」に規定するドコモ mini、提供条件書「料金プラン（eximo ポイ活）」に規定する eximo ポイ活、提供条件書「料金プラン（eximo）」に規定する eximo、提供条件書「料金プラン（irumo）」に規定する irumo（0.5GB は除く）、提供条件書「料金プラン（5G ギガホ プレミア/ギガホ プレミア）」に規定する 5G ギガホ プレミア、提供条件書「料金プラン（U15 はじめてスマホプラン）」に規定する U15 はじめてスマホプラン（5G）、提供条件書「料金プラン（はじめてスマホプラン）」に規定する はじめてスマホプラン（5G）、提供条件書「料金プラン（ahamo）」に規定する ahamo、提供条件書「料金プラン（5G ギガホ等）」に規定する 5G ギガライト若しくは 5G データプラス）以外の料金プランにて 5G 契約等を締結している 5G 契約者等は、利用契約の申込みを行うことができません。
- (2) 当社は、申込者に対し、前項の申込みの内容に関する事実を確認するための書類の提示又は提出を求める場合があり、申込者はこれに応じるものとします。
- (3) 当社は、次の各号に定める事項のいずれかに該当すると当社が判断したときは、当該申込者からの申込みを承諾しないことがあります。

- ① 申込みの内容に不備があり、若しくはその内容が事実と反しているとき、又はそのおそれがある場合とき。
 - ② 申込者が未成年者、成年被後見人又は利用契約の締結にその保佐人若しくはその補助人の同意を要する旨の家庭裁判所の審判を受けている被保佐人若しくは被補助人であるとき。ただし、未成年者の場合にあってはその法定代理人（親権者又は未成年後見人）の、被保佐人の場合にあってはその保佐人の、被補助人の場合にあってはその補助人の同意をそれぞれ得ている事実を当社が確認できたときを除きます。
 - ③ 申込者が第5条（禁止事項）の定め違反するおそれがあるとき。
 - ④ 申込者が第6条（利用料金）に定める利用料金その他の当社に対する債務（当社がその債権を第三者に譲渡した債務を含みます。以下同じとします）の弁済を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - ⑤ 申込者が過去に不正利用等により利用契約の解除又は本サービスの提供停止の措置を受けたことがあるとき。
 - ⑥ 申込者が本規約等に定めるサービス契約者としての義務を遵守しないおそれがあるとき。
 - ⑦ その他、5G 契約等の申込みを承諾しないことがある事由として契約約款に定める事由に該当するとき。
- (4) 利用契約は、当社が第(1)項に基づく申込みに対する承諾通知を申込者に行った時点で、当該申込者と当社との間において成立するものとします。

第5条 （禁止事項）

サービス契約者は、本サービスの利用にあたって次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

- ① 当社若しくは第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権、プライバシーその他の権利若しくは利益を侵害する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ② 公序良俗に反する行為若しくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ③ 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為若しくは法令に違反する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ④ 事実と反する情報又はそのおそれのある情報を提供する行為
- ⑤ 当社若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ⑥ 本サービスに係る設備に対して過度な負担を与える行為、当社による本サービスの提供を不能にする行為その他当社による本サービスの提供に支障を与え、

若しくはその運営を妨げる行為、又はそれらのおそれのある行為

- ⑦ コンピュータウイルス等有害なプログラムを、本サービスを通じて、若しくは本サービスに関連して使用し、若しくは提供する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ⑧ 契約約款に基づき 5G 契約者等に課せられる義務に違反する行為、又はそのおそれのある行為
- ⑨ その他当社が不適切と判断する行為

第6条 （利用料金）

- (1) 本サービスの利用に関わる料金（以下「利用料金」といいます。）は、月額 550 円（税込）とします。
- (2) サービス契約者は、毎月の利用料金を、契約約款に基づく 5G サービスの料金と併せて支払うものとします。なお、利用料金の請求方法及び支払方法については、本規約に別段の定めがある場合を除き、5G サービスの料金に関わる契約約款の定めを準用するものとします。
- (3) 利用契約の成立日又は終了日が月の途中の場合であっても、当該成立日又は終了日が属する月は1か月分の利用料金が発生するものとします。
- (4) サービス契約者は、利用料金その他の当社に対する債務（延滞利息を除きます）についてその支払期日を超過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、最大年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として第(2)項に定める方法により支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払があった場合は、延滞利息の支払を要しません。
- (5) 当社は、利用料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (6) 5G 契約等を締結しているサービス契約者は、当社が利用料金その他のサービス契約者に対する債権を当社が指定する第三者に譲渡することをあらかじめ承諾するものとします。
- (7) 本サービスの利用にあたっては、契約約款及び当社が別途定める提供条件書に規定する通信料がかかります。
- (8) 利用料金は、当社が別途定める提供条件書「ハーティ割引」に規定する各種サービスの月額使用料割引の対象外となります。

第7条 （個人情報）

当社は、本サービスの提供にあたり、申込者及びサービス契約者から取得する個人情報を、当社が別に定める「プライバシーポリシー」<<https://www.nttdocomo.co.jp/utility/privacy/>>（当社がその URL を変更した場合は、変

更後の URL とします。) に掲げる目的で当該目的達成に必要な範囲で利用します。

第8条 (利用中止)

- (1) 当社は、契約約款に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本サービスの全部又は一部の提供を中断し、サービス契約者による本サービスの利用を中止させることがあります。
 - ① 天災地変等の不可抗力により本サービスが提供できなくなったとき。
 - ② 本サービスに関する機器、設備等の保守、工事等を実施する必要があるとき。
 - ③ 本サービスにおいて使用する機器、設備等に故障、障害等が発生したとき。
 - ④ 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共のために必要があるとき。
 - ⑤ 当社の運用上又は技術上、本サービスの全部又は一部の提供を中断する必要があるとき。
- (2) 当社は、前項に定めるほか、本サービスの運用上必要な範囲において、本サービスの利用の制限等を行うことができるものとします。

第9条 (利用停止)

当社は、契約約款に定める場合のほか、サービス契約者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、サービス契約者による本サービスの全部又は一部の利用を停止することができるものとします。

- ① 第4条（利用契約の成立）第(3)項各号のいずれかに該当するとき。
- ② 第5条（禁止事項）に違反したとき。
- ③ 当社に対して事実と反する内容の届出又は通知をしたとき。
- ④ 第三者による本サービスの利用に支障を与える又はそのおそれのある行為があったとき。
- ⑤ その他本規約等に違反したとき。
- ⑥ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

第10条 (サービス契約者が行う利用契約の解約)

サービス契約者は、利用契約の解約を希望する場合は、当社所定の方法によりその旨を当社に申し出ることにより、利用契約を解約することができるものとします。この場合、当社が、解約手続が完了した旨をサービス契約者に通知した時点で利用契約は終了するものとします。

第11条 (当社が行う利用契約の解除)

当社は、契約約款に定める場合のほか、サービス契約者が次の各号の一に該当する

と当社が判断したときは、利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

- ① 利用契約の申込内容が事実と反していることが判明したとき。
- ② 第5条（禁止事項）に違反したとき。
- ③ 本規約等に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
- ④ 支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は仮差押え、保全差押え若しくは差押えを受けたとき。
- ⑤ 当社に重大な危害又は損害を及ぼしたとき。
- ⑥ その他本サービスの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき。

第12条 （利用契約の終了）

サービス契約者と当社との間の本サービスに係る 5G 契約等が終了した場合、名義変更がなされた場合又は本サービスが廃止された場合は、当該終了等の時点をもって利用契約も自動的に終了するものとします。

第13条 （損害賠償の制限）

- (1) 当社が本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかった場合の当社が負う損害賠償責任の範囲等は、契約約款に定めるところに従います。
- (2) 前項の場合以外の場合において、当社がサービス契約者に対して損害賠償責任を負うときであっても、当社がサービス契約者に対して負う責任の範囲は、通常生ずべき直接の損害（逸失利益を除きます。）に限られるものとし、かつ、本規約に定める本サービスの1か月分の料金額を上限とします。
- (3) 当社の故意又は重大な過失により本サービス契約者に損害を与えた場合は、前項の定めは適用しません。

第14条 （通知）

- (1) 当社は、本サービスに関するサービス契約者への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとします。
 - ① サービス契約者が契約約款に基づき当社に届け出ている氏名、名称、住所、請求書の送付先等への郵送による通知
 - ② サービス契約者がドコモ回線 d アカウント及びドコモ回線ビジネス d アカウントの連絡先メールアドレスとして登録されているメールアドレスへの電子メールによる通知

- ③ サービス契約者が利用する契約約款に定める sp モード電子メール（当社が別途定める sp モードご利用細則に基づくメッセージ R（リクエスト）及び sp モードメールを指します。）のメールアドレスへの通知又は契約約款に定めるショートメッセージ通信モード（SMS）による通知
 - ④ その他当社が適当と判断する方法
- (2) 前項各号に掲げる方法によるサービス契約者への通知は、当社が前項に定める通知を発した時点になされたものとみなします。
 - (3) 当社は、第(1)項各号に掲げる方法のほか、本サービスサイト上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関するサービス契約者に対する通知に替えることができるものとします。この場合、当社が当該通知内容を本サービスサイト上に掲載した時点をもって当該通知がサービス契約者に対してなされたものとみなします。

第15条 （無料キャンペーン）

- (1) 第6条第(1)項の定めにかかわらず、当社は、利用料金を無料とするキャンペーンを実施するものとします。なお、当該キャンペーンを終了する場合、当社は、キャンペーン終了の1か月前までに当社所定の方法によりサービス契約者に対して周知するものとします。
- (2) 前項に定めるキャンペーンの実施期間中であっても、第13条第(2)項の「本規約に定める本サービスの1か月分の料金額」は、第6条第(1)項に定める利用料金額を指すものとします。

第16条 （残存効）

利用契約が終了した後も、第7条（個人情報）、第13条（損害賠償の制限）、本条及び第18条（契約約款の適用）の定めはなお有効に存続するものとします。

第17条 （規約の変更）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめサービス契約者に周知することにより、本規約を変更することができるものとします。なお、本規約が変更された場合は、変更日以降当該変更後の本規約が適用されます。

- ① 本規約の変更が、サービス契約者の一般の利益に適合するとき
- ② 本規約の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき

第18条 （契約約款の適用）

本サービスの利用に関し、本規約に定めのない事項については、契約約款の定めが適用されるものとします。

附則（2025 年 6 月 5 日）

本規約は、2025 年 6 月 5 日から実施します。